

# 確認検査業務約款

日本建物評価機構株式会社

# 確認検査業務約款

## (契約の履行)

第1条 建築主、設置者又は築造主(以下「甲」という。)及び日本建物評価機構株式会社(以下「乙」という。)は、建築基準法(以下「法」という。)並びにこれに基づく命令及び条例を遵守し、この約款(申請書、引受承諾書及び、引受証を含む。以下同じ。)及び日本建物評価機構株式会社確認検査業務規程(以下「規程」という。)に定められた事項を内容とする契約(以下「この契約」という。)を履行する。

## (甲の責務)

第2条 甲は、乙へ提出する申請図書には、事実と反する内容を記載してはならない。

2 甲は、別に定める「日本建物評価機構 確認検査業務手数料規程」(以下「手数料規程」という。)に基づき算定され、引受承諾書又は記載された額の手数料を第5条に規定する日(以下「支払期日」という。)までに支払わなければならない。

3 甲は、この契約に定めのある場合、又は乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において、引受承諾書に定められた業務の対象の建築物、建築設備、又は工作物(以下「対象建築物等」という。)の計画、施工方法その他必要な情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。

4 甲は、乙が確認検査業務を行う際に、対象建築物等、対象建築物等の敷地又は工事場に立ち入り、業務上必要な調査又は検査を行うことができるよう協力しなければならない。

5 甲は、乙の確認検査業務において、対象建築物等の申請に係る図書に関し乙の審査において必要と認められる追加説明等の求め又は不備や不明確な点等の指摘に対し、速やかに補正や追加説明書等必要な措置をとらなければならない。乙が期限を明示した場合は、当該期限内にこれを行わなければならない。完了検査申請における追加説明書等必要な措置についても同様とする。

## (乙の責務)

第3条 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、引受承諾書に定められた業務を次条に規定する日(以下「業務期日」という。)までに行わなければならない。

2 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

## (業務期日)

第4条 乙の業務期日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

- (1) 確認業務 引受承諾書に定める日
- (2) 中間検査業務 引受証に定める特定工程終了(予定)年月日より4日以内
- (3) 完了検査業務 引受証に定める工事完了(予定)年月日より7日以内
- (4) 仮使用認定業務 引受日から30日以内

2 乙は、甲が第2条に定める責務を怠ったときその他乙の責に帰すことができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他の必要事項については甲乙協議して定める。

## (手数料の支払期日)

第5条 甲の支払期日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

- (1) 確認業務 引受承諾書に定める日
- (2) 中間検査業務 中間検査引受承諾書に定める日
- (3) 完了検査業務 完了検査引受承諾書に定める日
- (4) 仮使用認定業務 引受承諾書に定める日

(手数料の支払方法)

第6条 甲は、手数料を、前条の支払期日までに、乙の指定する銀行口座に振り込みの方法により支払うものとする。ただし、緊急を要するとき又は事前相談業務については、協議の上別の方法によることができる。

2 前項の払込に要する費用は、甲の負担とする。

(確認審査中の計画変更)

第7条 甲は、確認済証の交付前までに甲の都合により対象建築物等の計画を変更する場合は、当初の計画に係る申請を速やかに取り下げなければならない。取り下げた後、当該変更後の対象建築物の申請を乙に提出する場合は、別件として新たにこれを行わなければならない。

2 前項に規定する申請の取り下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があったものとする。

(甲の解除権)

第8条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、正当な理由なく、第4条の各号に掲げる業務を当該各号に定める業務期日までに完了せず、又、その見込みのない場合

(2) 乙が、この契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されない場合

2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙が業務を完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。

3 第1項の契約解除の場合、甲は、手数料が既に支払われているときはこれの返還を乙に請求することができる。なお、甲はその契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

4 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は損害を受けているときはその賠償を乙に請求することができる。

5 第2項の契約解除の場合、乙は手数料が既に支払われているときは、手数料を返還せず、また当該手数料が未だ支払われていないときは、これの支払を甲に請求することができる。

6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は損害を受けているときはその賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第9条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

(1) 甲が、正当な理由なく、第5条の各号に掲げる手数料を当該各号に定める支払期日までに支払わない場合

(2) 甲が、正当な理由なく、第1条第5項に掲げる責務を履行しないことにより、乙が、業務を完了することができない場合

(3) 甲が、この契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されない場合

2 前項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該手数料が未だ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。なお、乙はその契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は損害を受けているときはその賠償を甲に請求することができる。

(乙の免責)

第10条 乙は、次の各号に掲げる事項について、責任を負わない。

(1) 甲が提出した申請図書等に虚偽の記載があることその他の事由により、適切な業務を行うことができなかつた場合

(2) 乙による故意又は重大な過失がない場合

(計画の特定行政庁への通知)

第11条 乙は、この契約を締結したあと、法令に基づき対象建築物等の計画の概要を特定行政庁へ通知する。

2 前項の通知によって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

(リモート検査)

第12条 乙は、中間検査、完了検査又は仮使用認定においてリモート検査を行うことができる。

2 乙は、次の各号について、あらかじめ甲と協議する。

- (1) 検査体制(使用する機器、Web会議システム等)
- (2) 書類検査の方法
- (3) 検査補助者の安全対策
- (4) 中断したときの対応
- (5) 映像・音声の記録及び保存の取扱い

3 甲は、乙がリモート検査を行う際に、検査補助者が、対象建築物等、対象建築物等の敷地又は工事場に立ち入り、検査を補佐することができるよう協力しなければならない。

4 甲は、第2項のリモート検査の方法については、乙と別途協議することができる。

(秘密保持)

第13条 乙は、この契約に定める確認検査業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(損害賠償)

第14条 甲及び乙はこの契約に定める業務に関して発生した損害に係る賠償額を相手方に請求することができる。ただし、その損害賠償請求額の上限を申請手数料の10倍までとする。

(別途協議)

第15条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲及び乙は信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

(附則)この業務約款は、平成22年4月1日から施行する。

制定:平成22年 4月 1日

改定:平成27年12月11日

改定:平成29年 7月20日

改定:平成30年 8月27日

改定:令和 7年 4月 1日